

府 消 委 第70号 平成23年3月23日

内閣総理大臣

菅 直人 殿

答 申 書

平成22年11月4日付け消食表第384号をもって諮問のあった加工食品 品質表示基準の改正については下記のとおり答申します。

記

「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(昭和25年法律175号)第19条の13第1項に基づき、加工食品品質表示基準(平成12年農林水産省告示第513号)別表2に、主な原材料の原産地表示を義務づける加工食品として「黒糖及び黒糖加工品」及び「こんぶ巻」を追加すること。」とした改正の案について、その案のとおり改正することが適当である。

加工食品品質表示基準(平成12年3月31日農林水産省告示第513号)一部改正(案)新旧対照表

加工及面面負衣小基準(平放12年3月31日展を 改 正 案	現
(加工食品の義務表示事項) 第3条 (略)	(加工食品の義務表示事項) 第3条 (略) 2~4 (略) 5 別表2に掲げる加工食品(輸入品を除く。以下「対象加工食品」という。)にあっては、製造業者等がその容器又は包装に表示すべき事項は、第1項各号に掲げるもののほか、原料原産地名とする。 6・7 (略)
別表 2 (第 3 条関係) 1 ~ 7 (略) 8 <u>黒糖及び黒糖加工品</u> 9 こんにゃく 10 調味した食肉(加熱調理したもの及び調理冷凍食品に該当するものを除く。) 11 ゆで、又は蒸した食肉及び食用鳥卵(缶詰、瓶詰及びレトルトパウチ食品に該当するものを除く。) 12 表面をあぶった食肉 13 フライ種として衣をつけた食肉(加熱調理したもの及び調理冷凍食品に該当するものを除く。) 14 合挽肉その他異種混合した食肉(肉塊又は挽肉を容器に詰め、成形したものを含む。) 15 素干魚介類、塩干魚介類、煮干魚介類及びこんぶ、干のり、焼きのりその他干した海藻類(細切若しくは細刻したもの又は粉末状にしたものを除く。) 16 塩蔵魚介類及び塩蔵海藻類 17 調味した魚介類及び海藻類(加熱調理したもの及び調理冷凍食品に該当するもの並びに缶詰、瓶詰及びレトルトパウチ食品に該当するものを除く。)	別表2 (第3条関係) 1~7 (略) 8 こんにゃく 9 調味した食肉(加熱調理したもの及び調理冷凍食品に該当するものを除く。) 10 ゆで、又は蒸した食肉及び食用鳥卵(缶詰、瓶詰及びレトルトパウチ食品に該当するものを除く。) 11 表面をあぶった食肉 12 フライ種として衣をつけた食肉(加熱調理したもの及び調理冷凍食品に該当するものを除く。) 13 合挽肉その他異種混合した食肉(肉塊又は挽肉を容器に詰め、成形したものを含む。) 14 素干魚介類、塩干魚介類、煮干魚介類及びこんぶ、干のり、焼きのりその他干した海藻類(細切若しくは細刻したもの又は粉末状にしたものを除く。) 15 塩蔵魚介類及び塩蔵海藻類 16 調味した魚介類及び海藻類(加熱調理したもの及び調理冷凍食品に該当するもの並びに缶詰、瓶詰及びレトルトパウチ食品に該当するものを除く。)
18	 17 ゆで、又は蒸した魚介類及び海藻類(缶詰、瓶詰及びレトルトパウチ食品に該当するものを除く。) 18 表面をあぶった魚介類 19 フライ種として衣をつけた魚介類(加熱調理したもの及び調理冷凍食品に該当するものを除く。) 20 4又は13に掲げるもののほか、生鮮食品を異種混合したもの(切断せずに詰め合わせたものを

除く。)